

令 和 3 年 度
海 陽 町 職 員 採 用 試 験 案 内

令和3年7月1日
海 陽 町

〒775-0295
徳島県海部郡海陽町大里字上中須 128 番地
電 話 0884-73-4151
F A X 0884-73-2718

受 付 期 間 令和3年7月20日（火）～8月3日（火）

第 1 次 試 験 日 令和3年9月19日（日）

- (1) 郵便による申込みは、8月3日までの消印のあるものに限り受け付けます。
- (2) 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。
- (3) 台風等の自然災害及び新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程等を変更する場合は、海陽町ホームページでお知らせいたします。

1 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

- (1) 申込みできる「試験区分」は、一つに限ります。
- (2) 申込み後は、「試験区分」の変更はできません。

試験区分		採用予定人員	職 務 の 内 容
一般事務①	高等学校卒業程度	4名程度	海陽町の関係機関において一般行政事務に従事します。
一般事務② 【障がい者対象】	高等学校卒業程度	1名程度	
土 木	高等学校卒業程度	1名程度	海陽町の関係機関において主に土木行政事務に従事します。（ただし、組織運営上及び人材育成の観点から、技術的業務以外に従事することもあります。）

※ 採用予定人員は変更になる場合があります。

2 受験資格

試験区分		受験資格
一般事務①	高等学校卒業程度	昭和 37 年 4 月 2 日(令和 4 年 4 月 1 日現在の年齢が 59 歳)から平成 16 年 4 月 1 日までの間に生まれた者
一般事務② 【障がい者対象】	高等学校卒業程度	昭和 37 年 4 月 2 日 (令和 4 年 4 月 1 日現在の年齢が 59 歳)から平成 16 年 4 月 1 日までの間に生まれた者で、受験日当日(令和 3 年 9 月 19 日)において有効である次に掲げる手帳等の交付を受けている者。 ① 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障がい有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいについては、指定医によるものに限る。) ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳 ③ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳若しくは児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書
土 木	高等学校卒業程度	昭和 37 年 4 月 2 日(令和 4 年 4 月 1 日現在の年齢が 59 歳)から平成 16 年 4 月 1 日までの間に生まれた者

「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

※ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 当町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者
(心身耗弱を原因とするもの以外)

3 試験の日時及び試験場

区 分	試 験 日 時	試 験 場
第 1 次試験	令和 3 年 9 月 19 日(日) (1)開場時間 9 時 00 分 (2)試験時間 10 時 00 分から 15 時 50 分まで	四国大学 (徳島市応神町古川字戎子野 123-1) ※送迎に限り、正門からの車の乗り入れを 認めます。警備員の誘導に従い、所定の 場所で乗降してください。 なお、付近に受験者並びに送迎専用の駐 車場はありません。
第 2 次試験	令和 3 年 10 月～11 月予定 (日時及び場所は、第 1 次試験合格者に通知します。)	

4 試験の方法及び内容

(1) 第 1 次試験は、次のとおり行います。

試験種目	試験区分	時 間	方 法 及 び 内 容
教養試験 (40 題)	すべての 区 分	10 時 00 分から 12 時 00 分まで	公務員として必要な一般的知識(時事、社 会、人文、自然)及び知能(文章理解、判断・ 数的推理、資料解釈)について、高等学校卒 業程度の択一式による筆記試験を行います。
専門試験 (30 題)	土 木	13 時 00 分から 14 時 30 分まで	専門的知識及び能力について択一式によ る筆記試験を行います。問題は、別表の「専 門試験出題分野」から出題します。
適性検査	一般事務	13 時 00 分から 14 時 10 分まで	<ul style="list-style-type: none"> ・性格特性検査(公務員に求められる資質に ついて性格特性をみます。) ・職場適応性検査(公務員の適応性について、 職務への対応や対人関係での性格特性を見 ます。) ・事務適正検査(事務職員としての適応性を 作業能力の面から見ます。)
	土 木	14 時 40 分から 15 時 50 分まで	

別表 専門試験出題分野

試験区分		出 題 分 野
土 木	高等学校 卒業程度	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、 土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工

(2) 第2次試験は、第1次試験の合格者に対して、さらに職員としてふさわしい人物を選抜するため、次のとおり行います。

試験種目	方法及び内容
作文試験	公務員として必要な一般的な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかをみるための試験を行います。
口述試験	主として人柄、性格等をみるため、個別面接もしくは集団討論面接を行います。

5 受験手続

(1) 申込用紙

申込用紙は次のいずれかの方法で入手できます。

ア 配布窓口

海陽町役場総務課

イ 郵送で請求

封筒の表に「職員試験請求（試験区分〇〇〇〇）」と朱書きし、返送先を記入し、120円切手をはった返信用封筒（角形2号封筒）を必ず同封して下記へ請求してください。

【請求先】〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須 128 海陽町役場総務課

ウ 海陽町ホームページからダウンロード

令和3年度海陽町職員採用試験受験申込書、受験票（両面）

（注）印刷する際は、A4サイズのハガキ程度の厚みのある用紙を使用し、縦方向に印刷（受験票は両面に印刷）してください。

(2) 申込方法

申込みは次のいずれかの方法によります。受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。

ア 持参による申込

職員採用試験受験申込書、受験票及び受験番号札に所要事項を記入し、申込受付期間内の執務日（月曜日から金曜日）の午前8時30分から午後5時15分までに海陽町役場総務課に提出してください。

イ 郵便による申込

職員採用試験受験申込書、受験票及び受験番号札に所要事項を記入し、封筒の表に「試験申込（試験区分〇〇〇〇）」と朱書きし、必ず「一般書留郵便」により海陽町役場総務課宛に送付してください。

この場合は、受験申込書の郵便はがきにあて先を記入し、63円切手を必ずはってください。

(3) 受験票

ア 受験票は申込みの際に交付します。

イ 郵便による申込みの場合は、受験票を郵送しますが、8月31日までに到着しない場合は、電話で海陽町役場総務課（TEL0884-73-4151）へ連絡してください。

ウ 受験票の写真は申込みの際にはってはいけません。申込み後、受験票を受け取ってから、申込み前6か月以内に撮影した正面向き、上半身、脱帽の本人と確認できる写真（縦4.5cm、横3.5cm）をはって試験当日必ず持参してください。

※身体に障がいがあるなどして、試験場において配慮を必要とする場合、一般事務②に申込み場合は、採用試験受験申込書（別紙）を記載の上、申込書に添付してください。

お申し出のない場合又は、お申し出の内容によっては、対応できない場合があります。

6 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、令和3年10月中に当町の指定する掲示板に公告するとともに合否にかかわらず、文書で通知します。
- (2) 第2次試験合格者の発表は、令和3年11月以降に当町の指定する掲示板に公告するとともに合否にかかわらず、文書で通知します。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、原則として令和4年4月1日付で採用します。なお、採用は全て地方公務員法第22条の規定に基づき条件付採用となります。採用後6カ月を勤務し、その間、良好な成績で職務を遂行したときに正式採用となります。
- (2) 受験資格において、必要な免許又は資格を取得する見込みの者で、所定の期日までに当該免許又は資格を取得できない場合、申込み又は受験に関して虚偽若しくは不正な行為があった場合、職員として適格性を欠くことが明らかになった場合などは、受験資格・採用資格を取り消します。
- (3) 採用された場合の給与は、海陽町給与条例に基づき支給されます。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、海陽町個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、受験者本人であることを証明する書類（学生証、運転免許証、旅券など）を持参し、開示期間中の執務日（土・日、祝祭日を除く月曜日から金曜日）の午前8時30分から午後5時15分までに、海陽町役場総務課に直接お越しください。電話、はがき等による請求はできません。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	不合格者 (本人)	第1次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位(本人分)	第1次試験合格発表日から1週間	海陽町役場 総務課
第2次試験		総合得点及び総合順位(本人分。第1次試験結果の開示内容も含む)	第2次試験合格発表日から1週間	

9 その他

- (1) この試験についての問い合わせは、海陽町役場総務課（TEL0884-73-4151）へ連絡してください。

- (2) 第1次試験の択一式試験の採点は光学読取をしますので、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを必ず持参してください。
- (3) 時計は、時計機能だけのものに限りません。携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は使用できません。
- (4) 試験場に駐車場はありません。公共交通機関を利用してください。
なお、送迎に限り、正門からの車の乗り入れを認めます。警備員の指示に従い、所定の場所にて乗降してください。
- (5) 自然災害等により試験の延期など試験日程を変更する場合は、当日午前7時までに海陽町ホームページでお知らせします。